

放送の同時配信に関する所感

2020年9月18日
一般社団法人 日本ネットクリエイター協会
(JNCA)

放送の同時配信の定義として

- ・ 放送された番組の、インターネットでの同時配信。
- ・ 上記配信の視聴時における「追いかけ再生」
- ・ 上記配信の視聴時における「見逃し再生」
(同時配信後「1週間以内」などの制限付き)

今回の発言でのコンテンツの対象範囲

(1) 「ボカロ楽曲」と呼ばれるDTM楽曲音源

ただし、メジャーレーベルなどで作られた原盤は除く

- ・有名な曲のほとんどは著作権管理団体にて著作権は管理されている
- ・「放送権」と「配信権」とが別々の管理団体にて管理されている場合がある
- ・「原盤権」に関してはクリエイター自身による自己管理

(2) 上記(1)のカラオケトラックに別実演家が歌唱等を吹き込んだ音源

～ネット上では「歌ってみた」などと呼ばれている音源～

ただし、メジャーレーベルなどで作られた原盤は除く

- ・「原盤権」に関してはクリエイター自身による自己管理

(3) 「東方楽曲」と呼ばれる、東方ゲーム楽曲のアレンジ楽曲原盤

- ・著作権は概ね「Zun氏」の自己管理
- ・「原盤権」は、「サークル」と呼ばれる団体による自己管理

ただし最近では「ISRC」を採番されているものも増えてきた。

放送の同時配信に関するクリエイターの考え方

- 放送使用の許諾を出した音源の場合、それを「同時配信 (※1)」することに対するアレルギーはほぼ無いとみてよい。
- ただし、当該同時配信においては、著作権使用料・隣接権使用料を追加で得たいと考えている場合がほとんど。
- 自己管理の著作権 (※2) の使用料や自己管理の隣接権 (※3) の使用料を支払うための仕組の構築を希望している。

※1 : 1ページ記載の定義に従う

※2 : 2ページ記載の東方楽曲など

※3 : 2ページ記載のボカロ楽曲・歌ってみた・東方楽興など

現状そして今後の課題など

- 著作権管理団体にて管理されていない著作権、および、日本レコード協会のDBに登録されていない隣接権などが多数あり、権利の所在を明確に示すための新しいDBの構築が必要。
- 同様に、それら著作権・隣接権の使用料を徴収・分配する仕組みの構築。



上記2項に関しては、現在文化庁で実証実験を行っている「情報検索ナビ」の実用化での実現に期待。

- 同時配信に関する著作権使用料・隣接権使用料の規定の整備。

まとめとして

○ 対象とするサービスの範囲

1 ページ目記載の「放送の同時配信」における、2 ページ目記載の「ボカロ楽曲」「歌ってみた」「東方楽曲」を対象とした使用に関しては、概ね問題は無いと考えています。

○ 現行権利制限規定の見直し

上記の範囲であれば、現行の法律のまま実施できるとの意見も伺っていますので、法改正の必要性は法律の専門家にお任せします。

JNCAとしては下記の留意点、および、「同時配信をした場合の使用料の上乗せルール」の確定を希望します。

○ 同時配信に関する著作権使用料・隣接権使用料の規定の整備。

上記の「上乗せルール」以外では、「著作権が自己管理の楽曲」「原盤権が自己管理の楽曲音源」において、（1）情報を一元的に検索できるようにする。（2）使用料をきちんと返す仕組みを構築することを希望します。これにおいては「文化庁様の情報検索ナビ」を（使用料分配機能を付けたうえで）実用化を強く希望します。